

花園大学大学院仏教学研究会規約

綱領

我々は健全かつ自主的な組織により仏教学の研究、研究環境の向上及び相互の親睦を図り、花園大学大学院の発展に寄与する。

第一章 名称及び所在地

第1条：本会は「花園大学大学院仏教学研究会」と称し、事務局を花園大学内に置く。

第二章 目的

第2条：本会は綱領及び決議事項の完成を図ることを目的とする。

第三章 組織

第3条 会員

(1) 本会は花園大学大学院仏教学専攻の博士後期課程者ならびに修士課程者をもって組織される。又、本人の希望により準会員を認め、上記以外の者で総会において承認を得た者は入会を認める。

(2) 本会の会員は、花園大学大学院仏教学専攻の博士後期課程者ならびに修士課程者とし、当研究会に会費を納入する義務を負う。会費未納の場合は会員としての権利を制限する。

(3) 本会の会員が休学する場合には、休学する年度において、年会費の納入義務は発生しない。ただし、当該年度の『花園大学大学院佛教学研究』の購入を希望する場合には、その代金を支払う。

(4) 本会の準会員は、本会が入会を認めた花園大学大学院仏教学専攻の博士後期課程者ならびに修士課程者以外の者とする。

(5) 本会の準会員は、本会発行の紀要『花園大学大学院佛教学研究』を入手する権利を有する。さらに、希望すれば本会主催の研究発表会等において発表ならびに紀要への投稿する権利を有する。

第4条：本会に次の機関を置く。

- (1) 総会：総会は本会の最高決議機関である。
- (2) 役員会：役員会は本会の執行機関である。

第5条：総会

総会は準会員を除く全会員をもって構成し、議長は会員より互選する。

第6条

- (1) 総会は定例総会と臨時総会とする。

- (2) 定例総会は毎年年度始めに開催し、委員長はこれを招集する。
- (3) 臨時総会は全会員の 1/3 以上の要請があった場合、又は役員会が必要と認めた場合、委員長がこれを招集して開催する。

第 7 条：総会は出席者及び委任状の数が全会員の 2/3 以上の時成立し、出席者の 1/2 以上をもって議決する。尚、賛否同数のときには議長がこれを議決する。

第 8 条：役員会

役員会に次の役員を置く

- (1) 委員長 (1 名)
- (2) 副委員長 (1 名以上)
- (3) 会計 (1 名)
- (4) 会計監督 (1 名)
- (5) ホームページ担当 (1 名以上)
- (6) 紀要編集委員 (若干名)。任意で委員長が博士後期課程者から選任する。なお紀要編集委員は上記 (1) ~ (5) の役員を兼任することができる。
- (7) 役員の就任及び退任。総会で出席者 2/3 以上の同意によって、議決する。

第 9 条

- (1) 委員長は役員会の代表として会務を統轄する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が会務を執行できない時にはこれを代行する。
- (3) 各役員は会務を処理する。

第 10 条：役員会は次の事項の審議及び執行をする。

- (1) 総会の決議事項の執行。
- (2) 活動計画及び予算案の作成。
- (3) 活動報告及び決算報告。
- (4) 研究発表会に関する審議及びその執行。
- (5) その他、緊急事項の処理。

第 11 条：役員は定例総会にて会員中より選出し、任期は毎年 4 月より 1 ヶ年とし、再任を妨げない。

第四章 会費

第 12 条

- (1) 本会の運営費は会費及び助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 会費は年額 3,000 円を納入し、準会員は年額 2,000 円の会費を納入し、会計がこれを保管する。

- (3) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
- (4) 予算案及び決算報告は各年度の定例総会において承認を得なければならない。

第13条：特別な臨時支出が必要であるにもかかわらず、年会費によって賄うことが困難な場合は、臨時総会の決議によって徴収することもできる。

第五章 花園大学大学院仏教学研究発表会及び紀要

第14条：花園大学大学院仏教学研究発表会

- (1) 会員の研究成果を発表する（準会員は要望すれば、研究発表ができる）。
- (2) 会員の研究向上および相互の親睦を促進する。
- (3) 会員の研究成果として紀要を発行する。紀要の名称は『花園大學大学院佛教學研究』とし、原則、毎年5月に発行する。
- (4) 研究発表会は学内で年一回定期的を開催する。
- (5) 研究発表会において外部講師による講演を企画するとともに、その講演録を紀要に掲載することもできる。
- (6) 研究発表会の情報を一般に公開するためにホームページを作成し、最新の研究成果を社会に提供する。
- (7) 研究に必要な資料及び環境に関する審議の決議事項を大学当局に要望する。
- (8) 研究会で発表する内容は、原則的に未発表の、最新の研究成果に限ることとする。

第15条：紀要『花園大學大学院佛教學研究』

『花園大學大学院佛教學研究』への掲載については査読者による審査を受けた後、掲載する。査読者は花園大学文学部仏教学科専任教員ならびに同教員の推薦による外部の専門家とする。

第16条：『花園大學大学院佛教學研究』への投稿は原則として同研究会に属する者で、年度内に仏教学研究学会において研究発表を行った者がその権利を有する。ただし、紀要編集委員によって認められた場合に限り、発表者以外の投稿を認める。

第17条

- (1) 投稿にあたっては、投稿申込書の提出をしなければならない。
- (2) 投稿規定はホームページに掲載している。

第18条

- (1) 紀要に掲載された論文は、インターネット上にてこれを公開する。
- (2) 公開を望まない者は、その旨を委員長または紀要編集委員に伝えること

により、インターネットでの公開を拒否することができる。

第六章 研究会ホームページ

第 19 条：研究会ホームページ（以下 HP とする）は本会において公表された最新の研究成果等を学界・仏教界に還元し、さらに論壇の場として内外の研究交流の隆盛をはかることを目的とする。

第 20 条：HP 担当者は本会における情報、研究内容を収集し、ウェブ上で公開する。

第 21 条：会員は HP に公開する情報の提供に協力しなければならない。

第七章 研究室所蔵図書利用規約

第 22 条：花園大学大学院仏教学研究会の院生研究室（現在は返照館 103 及び同 106）には研究用の図書・雑誌等が保管されている。本会員には、これらの図書の利用が認められているが、それらを平等且つ効率的に使用するために、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(1) 院生研究室にて所蔵されている図書は、院生の研究を促進することを目的とするものである。大学の図書館にて借出し可能なものについては、極力大学の図書館を利用するようにし、図書館閉館時でも院生研究室において研究を進めることができるように各自節度ある使用を心がける。

(2) 図書の利用については、大学図書館の利用規程に準ずる。

(3) 貸出期間は普通貸出と短期貸出の 2 種類とし、普通貸出は 2 週間、短期貸出は当日のみとする。共に必ず貸し出しノートに必要事項を記入する。貸し出し中の図書に対して、他の利用希望者がいない場合は 1 回のみ延長を可能とする。

(4) 図書を紛失または破損した場合、現物あるいは相当する金額を賠償しなければならない。

(5) 利用後はもとの書棚の位置に返却しなければならない。

(6) 院生研究室に保管されている図書を利用する場合には、院生研究室で閲覧する。

(7) 院生研究室（同 103）における飲食は、できるだけ慎むこととする。

(8) 院生研究室（同 106）の利用にあつては、他の院生の学習の妨げになるような行為は、これを厳に禁ずる。

規約改正

第 23 条：本会の規約の改正は総会に於いて出席者及び委任状の総数が全会員の 2/3 以上の賛成を必要とする。

附記：本規約の制定について、平成 26 年 12 月 2 日に開催された臨時総会にて出席者の 2/3 以上から賛成が得られたので同日より効力を発揮する。